

令和4年度姫島ITアイランドを活用したワーケーション促進実証事業委託業務
提案競技募集要項

1. 競技に付する事項

(1) 業務名

令和4年度姫島ITアイランドを活用したワーケーション促進実証事業委託業務

(2) 目的

県では、姫島村と連携し、村内にIT企業・人材を呼び込み、新たな雇用の場と活力の創造を目指し、IoT等の先端技術による地域課題解決を目指す「姫島ITアイランド構想」を推進し、もって県全体の産業の活力創出を図ることとしている。

本事業は、ITアイランド構想を掲げる姫島村において、島外からIT関連企業や人材を呼び込むため、コロナ禍におけるテレワークの拡大や、ワーケーションなどの観光需要の拡大といった近年の状況を踏まえて、自動車に乗って、好きな観光地で、好きな時間に働くことができる、新しい働き方や旅のかたちの有効性を実証することを目的とする。

(3) 業務内容

令和4年度姫島ITアイランドを活用したワーケーション促進実証事業委託業務仕様書のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

(5) 限度額

4,792,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (3) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

(1) 募集期間

令和4年4月6日（水）から令和4年4月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提案方法

以下①の書類について、令和4年4月12日（火）午後5時15分までにEメールにより提出すること。その後、残りの②～③の書類について、令和4年4月19日（火）午後5時15分までにEメールにより提出すること。

(提出書類)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①企画提案競技参加申込書（様式1） | Word ファイル又は PDF ファイル |
| ②企画提案書（様式任意） | Word ファイル又は PDF ファイル |
| 企画内容プレゼン資料（A4サイズ） | PPT ファイル又は PDF ファイル |
| 事業費積算書 | Excel ファイル又は PDF ファイル |
| ③誓約書（様式2） | Word ファイル又は PDF ファイル |

(提出先)

大分県東部振興局地域創生部
E-mail : a11601@pref.oita.lg.jp

(3) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式3）」を提出すること。

4. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、以下のメールアドレスに、質問書（様式4）により、令和4年4月11日（月）午後5時までに照会すること。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）を目途に、回答を行う。

受付メールアドレス a11601@pref.oita.lg.jp

5. 審査について

(1) 審査方法

別に定める提案競技審査委員会（令和4年4月22日（金）開催予定）で審査し、最優秀提案1件を選定する。審査委員会はプレゼンテーションによる審査を想定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては書類審査とすることもある（詳細は申込者に別途連絡する）。

(2) 審査基準

- ・事業目的に照らして、妥当な提案となっているか。
- ・企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。
- ・企画提案内容の実現性はあるか。
- ・事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。

6. その他

- (1) 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 提案競技の参加者による企画提案書等の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は審査以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県東部振興局地域創生部（担当：森、三浦）

〒873-0504 大分県国東市国東町安国寺786-1

電話 0978-72-0857

E-mail : a11601@pref.oita.lg.jp